

## 苫小牧市介護保険サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定するサービスの利用者のうち低所得者及び生活保護受給者に対して予算の定めるところにより行う利用者負担額の軽減事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (軽減額)

第2条 市長は、軽減対象者が法の規定（高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費に係る規定を除く。）により負担することとなる訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（以下「対象サービス」という。）に係る利用者負担額（苫小牧市社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減事業助成要綱に基づく助成の対象となる利用者負担額を除く。以下同じ。）並びに食費、滞在費（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護に係る食費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）の100分の25（軽減対象者が老齢福祉年金の受給者である場合は、100分の50）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「軽減額」という。）を負担することにより利用者負担額の軽減（以下「軽減」という。）を図るものとする。

また、生活保護受給者については、個室の滞在費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

### (軽減の対象者)

第3条 前条の軽減対象者とは、要介護認定又は要支援認定を受けた本市の介護保険の被保険者のうち、その者の属する世帯の世帯主及び世帯員の当該年度（4月から7月に次条の規定による申請があった場合は、その前年度）における市町村民税が非課税の者で、次の各号の要件をすべて満たすもののうち、収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 世帯の年間収入が、単身世帯にあつては150万円、単身世帯以外の世帯にあつては150万円に軽減対象者以外の世帯員の数に50万円を乗じて得た額を加算した額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が、単身世帯にあつては350万円、単身世帯以外の世帯にあつては350万円に軽減対象者以外の世帯員の数に100万円を乗じて得た額を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

### (軽減の申請)

第4条 軽減の申請は、利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第1号）及びその記載事項を証する書類によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、前項に規定する以外の書類の提出を求め、又は同項の書類の提出を省略することができる。

### (軽減対象者の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者が第3条に規定する軽減対象者（以下「軽減対象者」という。）であるかどうかを確認し、確認の結果を利用者負担額軽減対象確認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (確認証の交付等)

第6条 市長は、前条の規定により申請者が軽減対象者であることの確認をしたときは、利用者負担額軽減確

認証（様式第3号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

- 2 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までに申請があったものについては、当該年度の7月31日までとする。

（軽減の取消し等）

第7条 市長は、軽減対象者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第6条第1項の規定による確認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなった場合
- (2) 市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合

- 2 前項の規定により第6条第1項の確認を取り消した場合においては、市長は、既に交付された確認証の返還を軽減対象者であった者に対して求めるものとする。

（軽減の方法）

第8条 軽減は、第6条第1項の確認証の提示をした者に対象サービスを提供した者（以下「サービス事業者」という。）が利用者負担額から軽減額を減じた額により当該対象サービスの対価を受領する場合において、市長が軽減額に相当する額の負担金をサービス事業者に支払うことにより行うものとする。

（負担金の申請）

第9条 前条の規定により支払われる負担金（以下「負担金」という。）の申請は、次に掲げる書類により行わせるものとする。

- (1) 利用者負担額軽減事業負担金支給申請書（様式第4号）
- (2) 利用者負担額軽減内訳書（様式第5号）
- (3) 居宅サービスの内容を証明する書類
- (4) 利用者が負担した費用の領収書の写し又は支払証明書の写し

（負担金の支払）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、軽減をすることが適当であると認めるときは、負担金の支払を決定し、サービス事業者利用者負担額軽減事業負担金支給決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

第11条 第6条第1項の確認証を交付された者（第7条第1項の規定により第6条第1項の確認が取り消された者を除く。以下「軽減対象確認者」という。）が、対象サービスを受給する際に確認証を提示できなかった等のために、利用者負担額の全額をサービス事業者に支払った場合において次に掲げる書類が軽減対象確認者から提出されたときは市長は、当該軽減対象確認者に対する負担金に相当する額の支払を決定し、軽減対象確認者に通知書により通知するものとする。

- (1) 利用者負担額軽減事業負担金支給申請書（償還払用）（様式第7号）
- (2) 利用者負担に係る領収書等支払を証するもの

（他の給付との調整）

第12条 軽減対象確認者が介護保険制度における高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を受ける場合は、軽減をまず行い、介護保険制度における高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費は利用者負担額から軽減額を減じた額により算出するものとする。ただし、介護保険制度における特定入所者介護（介護予防）サービス費（以下「補足給付」という。）との適用関係においては、補足給付の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度を適用する。

（報告・調査）

第13条 市長は、事業の適正な執行を期するため特に必要があると認めるときは、第10条の規定により通知をしたサービス事業者に対し、事業の実施状況を調査し、その実施状況に関して報告を求め、又は必要に応じて関係書類等を調査することができる。

(不正利得の返還等)

第14条 市長は、偽りその他不正の行為によって軽減を受けた者があるときは、第11条の規定による支払の決定を取り消し、又は軽減額の納付を求めるものとする。

2 市長は、第10条の規定により負担金の支払の決定を受けたサービス事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支払の決定を取り消し、又は既に支払った負担金の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為があったとき

(2) その他市長が軽減をすることを不相当と認めるとき

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 特例措置

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの間、第2条中の「100分の25」とあるのは「100分の28」と、「100分の50」とあるのは「100分の53」と読み替えることとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

2 制度改正に伴う特例措置

平成26年7月1日から平成27年7月31日までの間における軽減措置の実施については、第3条第1項中「4月から6月」とあるのは「4月から7月」と、第6条第2項中「6月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えて行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月1日から実施する。